

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	婦人保護事業費負担金			担当部局	雇用均等・児童家庭局			作成責任者		
事業開始年度	昭和31年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	家庭福祉課			川鍋 慎一		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	売春防止法第40条第1項 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律第28条第1項			関係する計画、 通知等	・人身取引対策行動計画2014 (犯罪対策閣僚会議(平成26年12月16日)決定) ・配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生 労働省告示第1号)					
主要政策・施策	少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 下)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者等からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行う。 ・実施主体 : 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市 ・補助率 : 5/10									
実施方法	負担									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
		当初予算	880	915	934	955	970			
		補正予算	-	4	4	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	880	919	938	955	970			
執行額	869	894	882							
執行率 (%)	99%	97%	94%							
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-	-	
定量的な成果目 標の設定が困難な 場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績						
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標			DV被害者など、要保護女子等の一時保護の推進を図る。 平成25~27年度において、「売春防止法」に基づく、要保護女子等の更生保護及び「DV法」に基づく、配偶者からの暴力被害者等の一時保護に寄与している。						
	当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば必ず負担しなければならない経費であるため、目標値の設定にはなじまない。									
	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	DV被害者など、要保護女子等の一時保護を実施するために、適切に予算を執行すること。	執行率(執行額/予算額)		実績	百万円	869	894	882	-	-
				目標値	百万円	880	919	938	-	955
				達成度	%	98.8	97.3	94	-	-
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	一時保護延人員			活動実績	人	170,216	171,896	171,719	-	
				当初見込み	人	167,170	167,170	167,170	167,170	
単位当たり コスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	X/Y			単位当たり コスト	円	5,108	5,201	5,137	5,713	
	X:「当該年度執行額(円)」 Y:「当該年度一時保護人員(人)」			計算式	X/Y	869,464,281 /170,216	894,096,474 /171,896	882,187,857 /171,719	954,977,000 /167,170	
平成28 ・29 年度 予算 内訳 (単位: 百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	婦人保護事業費負担金	955	970	・措置費伸び率の改定に伴う増 ・給与改定率の改定に伴う増						
	計	955	970							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること(Ⅵ-3)							
	施策	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(Ⅵ-3-1)							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行うことにより、保護体制の整備の促進を図るものである。								
	改革項目	分野:	-						
	KPI (第一階層)	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値		-	-	-	-	-	-	-	
KPI (第二階層)	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業の目的は、売春防止法やDV法に基づく、DV被害者等の一時保護に必要な経費を負担するものであり、DV被害者等の身体・生命に関わる重要な施策であることから、国で負担する必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、また、DV被害者等の一時保護に必要な費用であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、重要性が高く、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	売春防止法やDV法に基づき、DV被害者等の保護に必要な費用であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	一時保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱において、都道府県が行う婦人相談所の一時保護に要する経費を限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	平成27年度において、予算額938百万円に対して、執行額が882百万円であり、執行率が約94%であることから、ほぼ見込みどおりとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	平成27年度において、当初見込み167,170人に対して、一時保護延人員が171,719人であり、ほぼ見込みどおりとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			○		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	雇用均等・児童家庭局	649	婦人保護事業費補助金			
	雇用均等・児童家庭局	650	婦人相談所運営費負担金			
<p>婦人保護事業費負担金は、売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行うものである。婦人保護事業費補助金や婦人相談所運営費負担金とは事業内容、費目、用途が異なっており、適切な役割分担がなされている。</p>						
点検・改善結果	点検結果	<p>本事業は、売春防止法及びDV法、人身取引対策行動計画に基づき、都道府県が、要保護女子等を婦人相談所の一時保護所に一時保護した場合の保護に要する費用を負担するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業である。 予算の執行率は平成25年度98.8%、平成26年度97.5%、平成27年度94.0%と高い割合で推移しており、また一時保護延人員も平成25年度170,216人、平成26年度171,896人、平成27年度171,719人という実績があり、DV被害者等の女性の保護を引き続き行うためにも、平成29年度以降も本事業を実施していく必要がある。</p>				
	改善の方向性	<p>今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。</p>				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 り 状 通	<p>点検結果も妥当であり、DV被害者等の女性の保護に必要な事業であることから、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	398	平成23年度	357	平成24年度	305	
平成25年度	666	平成26年度	670	平成27年度	681	
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位:百万円)	<p>※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。</p>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 厚生労働省 882百万円 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> { 交付申請書の内容審査、交付決定、負担金の確定等 } </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> ↓ 【負担】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> A. 都道府県(47か所) 婦人相談所を設置する指定都市 882百万円 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> { 婦人相談所による一時保護の実施に係る事業の } </div>					

